

徳島県地域介護総合確保推進協議会設置要綱  
の改正と認証評価部会の設置について

令和4年11月4日

## 徳島県地域介護総合確保推進協議会設置要綱（案）

（設置）

**第1条** 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項の規定に基づき作成する徳島県計画（以下「県計画」という。）について、有識者からの意見聴取を行うため、徳島県地域介護総合確保推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

**第2条** 協議会は、県計画について協議を行う。

（組織）

**第3条** 協議会は、委員29人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- （1）学識経験のある者
- （2）保健・医療・福祉関係者
- （3）市町村の代表者
- （4）介護保険の被保険者代表・費用負担関係者
- （5）高齢者問題に関心をもつ者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

（会長及び副会長）

**第4条** 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を統括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（協議会）

**第5条** 協議会は、必要に応じ、会長が招集する。

（関係者の出席）

**第6条** 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

（庶務）

**第7条** 協議会の庶務は、保健福祉部長寿いきがい課において処理する。

（その他）

**第8条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

**附 則**

この要綱は、平成27年3月23日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。

徳島県地域介護総合確保推進協議会設置要綱の新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p><b>第3条</b> 協議会は、委員29人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験のある者</p> <p>(2) 保健・医療・福祉関係者</p> <p>(3) 市町村の代表者</p> <p>(4) 介護保険の被保険者代表・費用負担関係者</p> <p>(5) 高齢者問題に関心をもつ者</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><u>4 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。</u></p> <p><b>附 則</b> この要綱は、平成27年3月23日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> この要綱は、平成27年5月1日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> <u>この要綱は、令和4年 月 日から施行する。</u></p>	<p>(組織)</p> <p><b>第3条</b> 協議会は、委員29人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験のある者</p> <p>(2) 保健・医療・福祉関係者</p> <p>(3) 市町村の代表者</p> <p>(4) 介護保険の被保険者代表・費用負担関係者</p> <p>(5) 高齢者問題に関心をもつ者</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><b>附 則</b> この要綱は、平成27年3月23日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> この要綱は、平成27年5月1日から施行する。</p>

## 徳島県地域介護総合確保推進協議会認証評価部会設置要領（案）

（設置）

第1条 徳島県地域介護総合確保推進協議会設置要綱第3条第4項に基づき、徳島県地域介護総合確保推進協議会（以下、「協議会」という。）に、徳島県介護人材育成事業者認証評価制度（以下、「認証評価制度」という。）について検討を行うため、「徳島県地域介護総合確保推進協議会認証評価部会（以下、「部会」という。）」を設置する。

（所掌事項）

第2条 部会は、認証評価制度に係る次の事項について協議を行う。

- （1）制度の設計に関すること。
- （2）その他運営に関する必要な事項。

（組織）

第3条 部会は、部会員10人以内で構成する。

2 部会員は、別表に掲げる関係団体等の協議会の委員のうちから、知事が委嘱する。

（部会長及び副部会長）

第4条 部会に、部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。
- 3 部会長は、部会を統括し、部会を代表する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（部会）

第5条 部会は、必要に応じ、部会長が招集する。

- 2 部会長又は部会員が出席できない場合は、あらかじめ部会長又は部会員が指名する者がその職務を代理することができる。
- 3 部会長は、特に必要があると認めるときは、文書その他の方法により部会員に意見等を求め、部会の開催に代えることができる。

（関係者の出席）

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

（庶務）

第7条 部会の庶務は、保健福祉部長寿いきがい課において処理する。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年 月 日から施行する。

別表

徳島県介護支援専門員協会

徳島県市長会

徳島県社会福祉協議会

徳島県町村会

徳島県ホームヘルパー協議会

徳島県老人福祉施設協議会

徳島県老人保健施設協議会

徳島大学大学院

徳島文理大学

徳島労働局

(委員団体については五十音順)

徳島県地域介護総合確保推進協議会認証評価部会員名簿

氏 名	職 名 等	備 考
大塚 忠廣	徳島県老人福祉施設協議会	
影治 信良	徳島県町村会	
佐藤 正	徳島労働局	
田蒔 正治	徳島県老人保健施設協議会	
富樫 一美	徳島県ホームヘルパー協議会	
内藤 佐和子	徳島県市長会	
松下 恭子	徳島大学大学院	
柳澤 幸夫	徳島文理大学	
山口 浩志	徳島県介護支援専門員協会	
吉田 貴史	徳島県社会福祉協議会	